

財務省告示第二百四十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年七月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年八月七日

財務大臣 伊吹文明

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第二十八回）

二 発行の根拠 法律第二十一年法律第二十三号）第四十六条
別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用等 成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）の価格競争入札発行」という。）の価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとの応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第 非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争 額

ロ

入 札 発 行 争 額

・ 第 一 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 二 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 三 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 四 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 五 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 六 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 七 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 八 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 九 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 十 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 十 一 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 十 二 次 入 札 発 行 争 額

六

イ

発

入 札 発 行 争 額

・ 第 一 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 二 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 三 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 四 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 五 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 六 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 七 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 八 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 九 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 十 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 十 一 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 十 二 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 十 三 次 入 札 発 行 争 額

・ 第 十 四 次 入 札 発 行 争 額

同 額 た 条 特 六 つ 定 う 額
法 で 利 第 一 十 六 い に ち 面
第 千 付 一 会 六 て 基 づ 金
六 百 国 項 の に 七 億 は づ 額
十 二 億 に 規 定 す 八 千 額 発 政
二 条 七 十 五 万 額 行 法 五 千
第 一 千 八 百 五 十 万 額 行 法 五
項 十 五 万 額 行 法 五 千 五
の 規 定 に

込 募 各 当 も 各 発 別 に ご
み 限 国 て の 申 行 参 よ と
の 度 債 っ 。 か 込 加 者 発 行 募
応 額 の 市 場 特 別 参 加 者 第 一 以 下 額
募 額 の 範 囲 内 参 加 者 第 一 以 下 額
を 割 り 当 て る 。 各 申 込 募 額 を 順 次 割 り
込 募 各 当 も 各 発 別 に ご
み 限 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 以 下 額
を 割 り 当 て る 。 各 申 込 募 額 を 順 次 割 り
込 募 各 当 も 各 発 別 に ご
み 限 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 以 下 額
を 割 り 当 て る 。 各 申 込 募 額 を 順 次 割 り

八 額 最	八						七 イ 払 込 金 額						八													
	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国										
五 万 円					四 百 五 十 四 億 三 千 二 百 万 円					四 万 五 千 六 百 十 三 億 二 千 六 百 五 十 五					で 四 百 五 十 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六		で 四 百 三 十 四 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六	千 九 十 万 円	て は 、 額 面 金 額 で 九 百 九 十 億 五	基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い

九 振替単位

十 一 発

口 イ

十 十
三 二

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 行 争 格 日

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものと
す。平成二十年七月二十三日
平 成 二 十 年 七 月 二 十 三 日
額 面 金 額 百 円 八 十 五
額 面 金 額 百 円 九 十 六
銭 額 百 円 九 十 六

(一) 年 二 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、払込金額に追加、次の算
式により計算出した金額を第
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.5}{100} \times \frac{125}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの

